

給与規則

01 - 一般 - 00011
平成13年 4月 1日
改正01 - 一般 - 00180
平成13年 8月31日
改正02 - 一般 - 00103
平成14年 3月29日
改正02 - 一般 - 00207
平成14年 6月28日
改正02 - 一般 - 00330
平成14年11月27日
改正03 - 一般 - 00122
平成15年 4月30日
改正03 - 一般 - 00169
平成15年 6月24日
改正03 - 一般 - 00297
平成15年11月27日
改正04 - 一般 - 00104
平成16年 3月31日
改正04 - 一般 - 00459
平成16年12月28日
改正05 - 一般 - 00133
平成17年4月1日
改正05 - 一般 - 00364
平成17年11月30日
改正05 - 一般 - 00392
平成18年1月1日
改正06 - 一般 - 00122
平成18年4月1日
改正06 - 一般 - 00202
平成18年7月6日
改正07 - 一般 - 00151
平成19年4月1日
改正07 - 一般 - 00201
平成19年7月1日

改正08 - 一般 - 00250
平成20年4月1日
改正08 - 一般 - 00426
平成20年6月1日
改正09 - 一般 - 00149
平成21年4月1日
改正09 - 一般 - 00279
平成21年7月1日
改正09 - 一般 - 00497
平成21年12月1日

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 給与
 - 第1節 給与の支給（第4条 - 第6条）
 - 第2節 給与の計算（第7条 - 第10条）
 - 第3節 休職者の給与（第11条）
- 第3章 基本給（第12条 - 第14条）
- 第4章 諸手当（第15条 - 第20条）
- 第5章 賞与（第21条 - 第26条）
- 第6章 昇格・昇給（第27条・第28条）
- 第7章 施行細則（第29条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、職員の給与に関する事項を定める。

（適用範囲）

第2条 この規則は、嘱託、契約職員、派遣員及び臨時事務職員には適用しない。

2 この規則の海外で勤務する職員への適用については、別にこれを定める。

（給与の区分）

第3条 職員の給与は、基本給、諸手当及び賞与とし、次に掲げる区分により支給する。

- 一 基本給
 - 俸給

専門能力給

役職給

二 諸手当

扶養手当

住居手当

通勤手当

単身赴任手当

時間外手当

三 賞与

第2章 給与

第1節 給与の支給

(給与の計算期間及び支給日)

第4条 給与(賞与を除く。)は、当月1日から末日までについて計算し、毎月18日に支払う。この場合において、支払日が銀行の休業日に当たるときは、その前日に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、時間外手当は、当月分を翌月に支給する。また、通勤手当は、一ヶ月又は六ヶ月単位(以下「支給単位期間」とする。)で支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、給与の計算期間及び支給日については別の取扱いによることができる。

(給与の支払及び控除)

第5条 給与は、全額本人が指定する銀行その他の金融機関の本人名義の口座に振り込むものとする。ただし、次に掲げるものは、これを控除する。

一 法令により職員が負担すべきものとして定められたもの

イ 所得税及び地方税

ロ 国家公務員共済組合掛金及び雇用保険料

二 給与から控除することについて書面により協定されたもの

2 前項の規定にかかわらず、本人から特に申出があった場合には、通貨で直接職員に支給する。

(退職、解雇及び死亡時の支払)

第6条 職員が退職し、若しくは解雇され、又は死亡したときは、職員であった者又は労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定により遺族補償を受けるべき者に対し、既に行われた勤務に対する給与を支給する。

第2節 給与の計算

(基本給の計算)

第7条 第4条第1項に規定する給与計算期間（以下「給与計算期間」と言う。）の中途において採用され、休職し、復職し、退職し、又は解雇された場合は、勤務した期間につき基本給を日割りで支給する。

（諸手当の計算）

第8条 給与計算期間の中途において採用され、又は復職した場合は、当該計算期間の諸手当は支給しない。なお、通勤手当を支給する必要がある場合は、この限りではない。

2 給与計算期間の中途において休職し、退職し、解雇され、又は育児休業若しくは介護休業をした場合、当該給与計算期間の諸手当は全額支給する。なお、通勤手当を返納させる必要がある場合は、この限りではない。

（介護・育児休業及び欠勤等の控除計算）

第9条 介護休業等に関する規則第15条第1項の勤務時間の短縮の承認を受けた場合、育児休業等に関する規則第15条第1項の勤務時間の短縮の承認を受けた場合、就業規則第19条第1項の勤務時間の短縮の承認を受けた場合又は欠勤（遅刻、早退及び私用外出を含む。以下同じ。）をした場合は、勤務しなかった時間分の俸給及び専門能力給の合計額を減額する。

2 給与計算期間中すべて欠勤した場合は、俸給、専門能力給及び諸手当を支給しない。

（端数処理）

第10条 前条第1項の規定による減額の計算又は時間外手当の計算において、1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

第3節 休職者の給与

（休職者の給与）

第11条 就業規則第5条第1項第一号の場合において、同項の規定により休職を命じられたときは、その休職期間が1年（結核性疾患にあっては、2年）に達するまでの間は、俸給、専門能力給及び諸手当（通勤手当を除く。）の100分の80の額を支給する。

第3章 基本給

（俸給）

第12条 俸給は、別表1に定める等級及び号により月額で定める。

2 職員のうち参事の職位にある者の俸給は、業務の内容及び経歴等を勘案し、理事長が定める額を支給する。

（専門能力給）

第13条 専門能力給は、次の各号に掲げる専門能力に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月額を支給する。ただし、国家公務員又は他の独立行政法人の職員から引き続き独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」と言う。）の職員となった職員については、次の各号に掲げる専門能力の区分に応じ、当該各号に掲げる月額を上限に理事長が定める額を支給する。

- 一 S 専門能力 二十四万円
- 二 A A 専門能力 十六万円
- 三 A 専門能力 八万円
- 四 準 A 専門能力 四万円

2 既に専門能力の認定を受けた職員が、新たに専門能力の認定を受けたグループの上位の専門能力の認定を受けた場合にあっては、上位の専門能力給のみを支給する。

3 既に専門能力の認定を受けた職員が、新たに専門能力の認定を受けたグループと業務類似性が高いグループの専門能力（以下「類似専門能力」と言う。）の認定を受けた場合にあっては、類似専門能力に係る専門能力給として第1項各号に掲げる額の半額を支給する。この場合において、類似専門能力が上位となった場合には、既に認定された専門能力を類似専門能力と読み替える。

4 一人の職員について認定する準 A 専門能力は、3つを限度とする。

5 専門能力の認定に関する手続き・基準については、別途、細則を定め、これに拠ることとする。

（役職給）

第14条 就業規則第42条第1項に規定する管理職に対しては、役職給として次の各号に定める月額を支給する。ただし、国家公務員又は他の独立行政法人の職員から引き続き日本貿易保険の職員となった職員については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める月額を上限に理事長が定めた額を支給する。

- 一 部長 二十五万円
- 二 次長及び支店長 十五万円
- 三 審議役、グループ長及び室長 九万円
- 四 審査役 七万円

2 次に掲げる職員に対しては、役職給として次の各号に定める月額を支給する。ただし、国家公務員又は他の独立行政法人の職員から引き続き日本貿易保険の職員となった職員については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める月額を上限に理事長が定めた額を支給する。

- 一 チーム長 三万円
- 二 ディビジョン長 三万円

- 3 給与計算期間の中途において前2項に掲げる役職に就いた職員又は当該役職を退いた職員については、当該役職に就いていた期間に応じ役職給を日割りで支給する。

第4章 諸手当

(住居手当)

第15条 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舍法第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員等を除く。)には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める月額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を住居手当として支給する。

一 月額五万円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額

二 月額五万円を超える家賃を支払っている職員 五万円

2 前項の規定により住居手当の支給対象たる職員のうち世帯主であるものに限り、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める月額(その月額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を住居手当として支給する。

一 月額五万円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額

二 月額五万円を超える家賃を支払っている職員 五万円に家賃の月額から五万円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が五万円を超えるときは、五万円)を加算した額

3 第18条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(国家公務員宿舍法第13条の規定による有料宿舍等を除く。)を借り受け、家賃を支払っている者には、第1項の規定により算出した額の2分の1に相当する月額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を住居手当として支給する。

(住居手当にかかる特例)

第15条の2 国家公務員又は他の独立行政法人の職員から引き続き日本貿易保険の職員となった職員については、第15条の規定にかかわらず、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額一万二千元を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている場合(国家公務員宿舍法第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている場合等を除く。)には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める月額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を支給する。

一 月額二万三千元以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万二千

円を控除した額

二 月額二万三千円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万三千円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が一万六千円を超えるときは、一万六千円）に一万一千円を加算した額

2 前項に該当し、第18条の規定により単身赴任手当を支給され、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎等を除く。）を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っている者には、前項の規定により算出した額の2分の1に相当する月額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を住居手当として支給する。

（扶養手当）

第16条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他の生計の途がなく主として職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

三 満60歳以上の父母及び祖父母

四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

五 重度心身障害者

3 前項に規定する他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

二 年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

4 扶養手当の月額は、第2項第一号に該当する扶養親族については一万八千八百円、同項第二号から第五号までの扶養親族についてはそれぞれ九千四百二十五円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については一万五千九百円）とする。

5 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、七千二百円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（通勤手当）

第17条 通勤のための交通機関等を利用する職員には、その者の通勤に要するヶ月分の運賃等の額に相当する金額を六十万円を上限とし通勤手当として支給す

る。ただし、国家公務員の職員から引き続き日本貿易保険の職員となった職員については、三十三万円を上限として支給することとする。

- 2 交通機関を利用する者の通勤手当の額は、次の各号により算出した通勤に要する運賃等に相当する額とする。
 - 一 交通機関が定期券を発行している場合は、当該交通機関の利用区間にかかる六ヶ月の通用期間の定期券の額とする。
 - 二 交通機関が定期券を発行していない場合は、当該交通機関の利用区間にかかる一ヶ月の通用期間につき通勤21日分の運賃等の額で最も低廉となるものとし、六ヶ月分をまとめて支給する。
- 3 前項に規定する運賃等の額に相当する額の算出は運賃、時間、距離等の実情に照らし最も合理的と認められる通勤路線及び方法による運賃等の額によるものとする。
- 4 通勤距離又は最寄りの駅までの距離片道1キロメートル未満のものについては、第2項の計算には算入しない。
- 5 通勤のため自動車等の交通の用具を使用することを常例とする職員には、次の各号に掲げる自動車等の交通の用具の使用距離の区分に応じて、当該各号に定める月額を通勤手当とし、六ヶ月分をまとめて支給する。
 - 一 片道2キロメートル以上5キロメートル未満 二千元
 - 二 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 四千百円
 - 三 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 六千五百円
 - 四 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 八千九百円
 - 五 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 一万千三百円
 - 六 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 一万三千七百元
 - 七 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 一万六千円
 - 八 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 一万八千五百円
 - 九 片道40キロメートル以上 二万九百円
- 6 職員が通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車又は高速自動車国道等の有料道路を利用することを常例とする場合において、その利用が次に定める基準に適合すると認められるときは、その職員の支給単位期間の通勤に要するその利用に係る特別料金等を通勤手当として支給する。
 - 一 当該特別急行列車又は有料道路を利用せずに通勤することとした距離が片道60キロメートル以上あり、かつ、通勤時間がおおむね90分以上であること。
 - 二 当該特別急行列車又は有料道路の利用により、通勤時間が片道30分以上短縮され、又はこれに相当する通勤距離の短縮その他の通勤事情の改善が認め

られること。

三 その他当該特別急行列車又は有料道路の利用がやむを得ないとされる特段の事情が存すること。

7 通勤手当は、1月1日及び7月1日から六ヶ月間の通勤手当をそれぞれ1月及び7月の給与支給日に支給する。ただし、この間の中途において採用され、又は復職し、若しくは通勤経路及び方法の変更をした場合は、1月及び7月の給与支給日まで1ヶ月単位での支給とし、十万円を上限（国家公務員の職員から引き続き日本貿易保険の職員となった職員については、五万五千円を上限）とする。

8 通勤手当については、第5条の規定にかかわらず、これに代えて定期券、回数券の現物を給付することがあるものとする。

9 通勤手当の支給について出張、研修、休職、休暇及び欠勤により月の1日から末日までの期間全日数にわたり通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当の払戻金相当額等を返納させる。

10 通勤手当の支給について出張、研修、休職、休暇及び欠勤により一ヶ月以上にわたり通勤しないこととなるときは、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の払戻金相当額等を返納させる。

11 支給単位期間の中途において採用又は復職した職員及び一ヶ月以上にわたる出張又は研修から戻った職員への通勤手当の支給については、その月の通勤を要する日数分の往復の運賃等又は一ヶ月分の通勤手当のいずれか低い額を支給することとする。

12 支給単位期間の中途において、休職し、退職し、解雇され、又は育児休業若しくは介護休業をした職員の通勤手当の支給要件を欠くに至ったときは、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の払戻金相当額等を返納させる。

13 支給単位期間の中途において通勤経路又は方法の変更をしたときの通勤手当は、次の各号のいずれかとする。

一 支給単位期間が一ヶ月の場合、その事由が生じた日の属する月の翌月から通勤手当の額を変更し支給することとする。

二 支給単位期間が六ヶ月の場合、その事由が生じた日の属する月の翌月から通勤手当の額を変更する。ただし、残月数分については、その差額を返納又は支給することとする。

14 支給単位期間の中途において運賃等の額が変更したときは、その事由が生じた日の属する月の翌月（月の初日である場合は、その日の属する月）から通勤手当の額を変更する。また、その事由が生じた日が交通機関で購入した定期券の通用期間中である場合は、同条第7項に即し、通勤手当の額を変更する。

（単身赴任手当）

第18条 事務所を異にする異動に伴い転居した場合において、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、異動前の住居から異動後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められたもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は一萬三千円とし、職員の異動前の住居と異動後の住居との間の交通距離（職員の異動後の住居と配偶者の住居との交通距離の方が短い場合にあっては、その交通距離）が100キロメートル以上の場合には、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 六千円
- 二 300キロメートル以上500キロメートル未満 一萬二千元
- 三 500キロメートル以上 一萬八千元

3 前2項の規定は、他の法人又は機関に勤務していた者が、引き続き日本貿易保険の職員となり、これに伴い転居した場合に準用する。

4 国家公務員又は他の独立行政法人の職員から引き続き日本貿易保険の職員となった職員で、前職において単身赴任手当に相当する手当を受けていた場合には、第1項を準用して支給する。

（住居手当等の支給の手続き）

第19条 新たに住居手当、扶養手当、通勤手当若しくは単身赴任手当（以下「住居手当等」という。）の支給を受けようとする職員又は住居手当等の月額に変更を及ぼす事情の変更があった職員は、遅滞なく、別表第2の様式の届出書を提出しなければならない。

2 住居手当等（通勤手当を除く。）の支給は、その支給の要件に該当することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、その要件に該当しないこととなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。

3 前項の規定にかかわらず、職員が住居手当等の支給の要件に該当することとなった日から15日を経過した後に第1項の規定による届出をしたときは、その届出をした日の属する月の翌月から支給を開始する。

4 第2項の規定は住居手当等（通勤手当を除く。）の月額を変更する場合に、前項の規定は住居手当等の月額を増額する場合に準用する。

（時間外手当）

第20条 就業規則第17条に定める勤務時間（同規則第18条の規定により勤務

時間が変更された場合にあっては、変更後の勤務時間)外又は同規則第28条に定める休日(同規則第29条第1項の規定により振り替えられた場合にあっては、同条第2項の規定により指定された日)に勤務をさせた場合、時間外手当を支給する。

2 時間外手当は、俸給及び専門能力給の月額合計額を月間の平均所定労働時間数で除し得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める係数を乗じて得た額を1時間当たりの額とする。

一 勤務のある日の午後5時30分から午後10時まで 1.25

二 勤務のある日の午後10時から翌日午前5時まで 1.5

三 祝日及び12月29日から1月3日まで(土曜日及び日曜日を除く。次号において同じ。) 1(7時間30分を超える時間においては、1.25)

四 祝日及び12月29日から1月3日までの午後10時から翌日午前5時まで 1.25(7時間30分を超える時間においては、1.5)

五 土曜日 1.25

六 土曜日の午後10時から翌日午前5時まで 1.5

七 日曜日 1.35

八 日曜日の午後10時から翌日午前5時まで 1.6

第5章 賞与

(支給日)

第21条 賞与は、毎年7月1日及び12月10日に支給する。

(受給対象者)

第22条 賞与の受給対象者は、6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(就業規則第5条第1項第一号の事由による休職(以下「私傷病休職」という。)中の職員でその休職期間が1年(結核性疾患にあっては、2年)に達しないもの及び育児休業中の職員でその休業期間が1年に達しないもの又は介護休業中の職員を含む。)及び基準日前1月以内に退職し、又は解雇(懲戒解雇は除く。)された職員とする。ただし、理事長の要請に応じて基準日の1月以内に退職し、引き続き国家公務員及び特定独立行政法人の職員となった者はこの限りでない。

(賞与額の算定)

第23条 賞与は、支給日における俸給(特別加算額を含む。)、専門能力給及び役職給の月額合計額に、別に定める支給係数に業績評価係数を加えた係数及び職員各人の業績評価に応じた評価係数を乗じた額を算定基礎額とする。

2 支給係数は、日本貿易保険の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮して定める

ものとする。

3 第1項に定める業績評価係数は、別に定める支給係数を基礎とした年間支給係数に0.1、0.05、0、-0.05又は-0.1のいずれかを乗じて得た係数を年間の係数とし、前年度の日本貿易保険の業務実績について、経済産業省に置かれる独立行政法人評価委員会が行った評価に即して、理事長が定めるものとする。

4 賞与支給時に前項に定める独立行政法人評価委員会の評価が行われていない場合には、業績評価係数を0とする。

第24条 次に掲げる職員については、賞与の算定期間（7月1日に支給する賞与にあつては前年12月2日から6月1日まで、12月10日に支給する賞与にあつては6月2日から12月1日までの期間をいう。以下同じ。）中に勤務しなかった日数に応じて算定基礎額から減額をした額を賞与額とする。

一 算定期間中に採用された職員（国家公務員又は日本貿易保険が指定する法人の職員から引き続き日本貿易保険の職員となったものを除く。）

二 算定期間中に復職した職員

三 基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員

四 算定期間中に私傷病休職、私傷病休暇、出産休暇、欠勤、育児休業、介護休業又は介護休業等に関する規則第15条第1項の勤務時間の短縮により勤務しなかった日又は時間が合算して20日を超える職員

五 算定期間中に就業規則第19条第1項による勤務時間の短縮及び育児休業に関する規則第15条の勤務時間の短縮により勤務しなかった時間が90時間を超える職員

2 算定期間中に懲戒処分を受けた職員については、懲戒の種数に応じて算定基礎額から減額をした額を賞与額とする。

第25条 国家公務員又は日本貿易保険が指定する法人の職員から引き続き日本貿易保険の職員となった職員（賞与の算定期間中に著しく勤務成績が不良であつた者を除く。）に、次の各号に掲げる採用された時期の区分に応じ、当該各号に定める期間中に支給する賞与については、支給日における俸給（特別加算額を含む。）、専門能力給及び役職給の月額合計額に、別に定める支給計数を乗じた額に移行調整額を加算した額を賞与額とする。

一 4月1日から12月1日まで 採用された日の属する年度

二 12月2日から3月31日まで 採用された日の属する年度の翌年度

第26条 支給日に賞与を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該賞与の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合。
- 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し賞与を支給することが、日本貿易保険の業務に対する国民の信頼を確保し、賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認められるとき。

第6章 昇格・昇給

（昇格・昇給時期）

第27条 昇格・昇給は、職員各人の業績評価等に基づいて、毎年7月1日に行う。

（昇給を行わない場合）

第28条 次に掲げる職員には、昇給を行わない。

- 一 直近1年以内に出勤停止以上の懲戒処分を受けた職員
- 二 退職手続中の職員（就業規則第56条第1項第五号の勧告を受けた職員を含む。）
- 三 解雇の予告を受けた職員

2 4月1日から6月30日までの間に採用された職員には、当該年は昇給を行わない。

第7章 施行細則

（施行細則）

第29条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

第1条 この規則は、平成13年4月1日から実施する。

第2条（削除）

附 則

この規則は平成13年9月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は平成14年4月1日から実施する。

附 則

この規則は平成14年7月1日から実施する。

附 則

この規則は平成14年12月1日から実施する。

附 則

この規則は平成15年5月1日から実施する。

附 則

この規則は平成15年6月24日から実施する。

附 則

この規則は平成15年12月1日から実施する。

附 則

この規則は平成16年4月1日から実施する。

附 則

この規則は平成17年1月1日から実施する。但し、第13条及び第14条については、平成16年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は平成17年4月1日から実施する。

(役職給に関する経過措置)

第2条 平成17年3月31日に営業第二部のグループ長であった職員であって、同年4月1日付けで組織規則第10条第2項に規定するディレクターに任命された者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、同項第2項に定める月額を支給する。

附 則

この規則は平成17年12月1日から実施する。

附 則

この規則は平成18年1月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は平成18年4月1日から実施する。

(経過措置)

第2条 平成18年3月31日から引き続き日本貿易保険に在籍する職員(国家公務員又は日本貿易保険が指定する法人の職員から引き続き日本貿易保険の職員となったものを除く。)については、この規則により改正された給与規則(以下「改正後規則」と言う。)により算出した基本給の月額が改正前の給与規則(以

下「改正前規則」と言う。)により算出した基本給の月額を下回る場合にあっては、改正前規則を適用する。

2 平成18年3月31日から引き続き日本貿易保険に在籍する職員(国家公務員又は日本貿易保険が指定する法人の職員から引き続き日本貿易保険の職員となったものに限る。)については、改正前規則を適用する。

3 第1項又は前項の規定により改正前規則を適用される職員に対する改正前規則第16条の適用については、同条第4項及び第5項は適用せず、改正後規則第16条第4項及び第5項を適用する。

4 第1項又は前々項の規定により改正前規則を適用される職員に対する改正前規則第23条の適用については、同条中「、地域付加給及び扶養手当」とあるのは、「及び地域付加給(ただし、扶養手当にかかる金額を除く。)」と読み替える。

5 第1項の規定により改正前規則を適用される職員に対する改正前規則第27条の適用については、平成18年7月1日までとする。

附 則

この規則は平成18年7月6日から実施する。

附 則

この規則は平成19年4月1日から実施する。

附 則

この規則は平成19年7月1日から実施する。

附 則

この規則は平成20年4月1日から実施する。

附 則

この規則は平成20年6月1日から実施する。

附 則

この規則は平成21年4月1日から実施する。

附 則

この規則は平成21年7月1日から実施する。

附 則

この規則は平成21年12月1日から実施する。

【別表1 俸給表】

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	171,900	215,400	285,900	312,400	342,100	364,400			
2	174,400	221,000	288,700	313,400	343,100	365,400			
3	176,900	226,600	291,500	314,400	344,100	366,400			
4	179,400	232,200	294,300	315,300	345,000	367,200			
5	181,800	237,700	297,000	316,200	345,900	368,100			
6	184,500	242,400	299,800	317,200	346,900	369,100			
7	187,200	247,000	302,600	318,200	347,900	370,100			
8	189,900	251,600	305,400	319,100	348,800	371,000			
9	192,300	256,200	308,200	320,000	349,700	371,900			
10	196,500	260,000	310,600	321,000	350,700	372,900			
11	200,700	263,800	312,900	322,000	351,700	373,900			
12	204,900	267,500	315,200	322,900	352,600	374,800			
13	209,000	271,100	317,500	323,700	353,500	375,700			
14	210,700	274,900	319,800	324,700	354,500	376,700			
15	212,400	278,700	322,100	325,700	355,500	377,700			
16	214,100	282,500	324,400	326,600	356,400	378,600	378,600	378,600	378,600
17	214,900	284,300	325,600	328,500	358,300				
18	217,400	285,700	326,600	330,400	360,200				
19	220,200	287,100	327,500	332,300	362,000				
20	223,000	288,500	328,400	334,100	363,800				
21	225,800	289,900	329,300	336,000	365,700				
22	228,200	291,300	330,300	337,900	367,500				
23	230,600	292,700	331,300	339,700	369,300				
24	232,900	294,100	332,200	341,500	371,100				
25	235,200	295,500	333,100	343,400	373,000				
26	237,100	296,700	334,100	345,300	374,900				
27	239,000	297,900	335,100	347,100	376,800				
28	240,900	299,100	336,000	348,900	378,600				
29	242,700	300,300	336,900	350,800					
30			337,900	352,700					
31			338,900	354,600					
32			339,800	355,500					
33			340,700	356,500					
34			341,700	357,500					
35			342,700	358,400					
36			343,600	359,300					
37			344,500	360,300					
38			345,500	361,300					
39			346,500	362,200					
40			347,400	363,100					
41			348,300	364,100					
42			349,300	365,100					
43			350,300	366,100					
44			351,200	367,000					
45			352,100						
46			353,100						
47			354,100						
48			355,000						
49			355,900						
50			356,900						
51			357,900						
52			358,800						
53			359,700						
54			360,700						
55			361,700						